



【前文】

足立区議会は、区民に選ばれた議員により構成される議事機関であり、同じく選挙で選ばれた区長とともに、地方自治における二元代表制の一翼を担っています。二元代表制のもと、足立区議会は、地方自治の本旨である住民自治と団体自治を尊重し、区民の生活やまちの未来に関わる重要な課題を話し合い、決定する責任を負っています。同時に、区の政策決定や事務執行が適正に行われているのかを監視・評価するチェック機能を果たしていく責任も負っています。こうした責任を重く受け止め、最良の意思決定を行うことで、区民とともに区の将来を築く役割を担っていきます。

足立区は、長い歴史と豊かな文化を有し、下町の温かな人情と地域の活力を支えるものづくりの精神が息づくまちであり、近年は東武線の鉄道高架化等、各地で開発が進み、住みやすいまちに大きく変化しています。このような中、足立区議会は、独立した区の最高意思決定機関として、区民一人ひとりの声を尊重し、伝統と革新が調和する「足立区らしさ」を守りながら、「やりたいことが叶うまち」を目指して、全ての人々が健康で幸せを感じられるウェルビーイングの向上を進めていきます。

このためにも議会は、区政の発展に貢献するために、常に区民の信頼に応え、透明性のある開かれた議論を行う場でなければなりません。この条例に基づき、誰もが自由に意見を届けることができ、積極的な情報公開や情報提供を通じて、区民が議論の内容や決定したことを知ることができる環境を整えます。

また、常に改善と改革を重ね、区民の多様な意見を尊重して様々な課題に真摯に向き合う議会運営を実施し、議員一人ひとりが責任を持って職務を行い、成果を区民に明確に報告します。

よって足立区議会は、区民とのさらなる信頼を築き区政の発展に貢献するため、議会の最高規範として、この条例を定めます。

【目的】

この条例は、議会及び議員の活動原則並びに区長と議会との関係、区長等と議会との関係その他議会に関する基本的な事項を定め、区民の負託に的確に応える議会の実現を図ることにより、区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【議会の活動原則】

- (1) 議会は、区民を代表する議事機関としての責務を自覚し、公平性及び透明性を重視した議会運営を行わなければならない。
- (2) 議会は、区政の適切な運営を確保するため、区長等による政策決定及び事務執行について、監視及び評価を行わなければならない。
- (3) 議会は、区民の多様な意見を把握し、積極的に政策立案及び政策提言を行わなければならない。

【議員の活動原則】

- (1) 議員は、自らが区民全体の奉仕者であることを自覚し、区民全体のウェルビーイングの向上に努めなければならない。
- (2) 議員は、議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、区民の多様な意見を聴取し、区政に関する調査研究に努めなければならない。
- (3) 議員は、自らが区民の負託を受けた公職にある者であることを自覚し、自己の言動に責任を持つとともに、高い倫理観を保持するよう努めなければならない。
- (4) 議員は、議会活動について、区民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

【会派】

- (1) 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- (2) 議員が会派を結成するときは、所属議員2名以上を必要とするものとする。

【議長及び副議長】

- (1) 議長は、議会の代表者として、公正かつ中立的に職務を遂行するとともに、議会の秩序を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- (2) 議長は、議会における物理的及び制度的な環境の整備に努めるとともに、議会改革の推進を図らなければならない。
- (3) 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用する。

【情報公開の推進】

- (1) 議会は、広報紙の発行やインターネットの利用など、多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。
- (2) 議会は、議案に対する各議員の賛否について、区民に公表するものとする。

【区民意見の反映】

- (1) 議会は、請願及び陳情の適切な審査に努め、その審査に当たっては、請願者又は陳情者の意見を聴取する機会を設けることができる。
- (2) 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2に規定する公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するよう努めるものとする。

【区長等との関係】

- (1) 議会は、二元代表制において議決権を有する議会と執行権を有する区長等との機能の違いを認識し、対等で緊張のある関係を保持しながら、自らの機能を最大限に発揮することにより、区民の福祉の増進及び区政の発展に取り組まなければならない。
- (2) 議員は、質問通告書に記載した要旨に基づき、議長の許可を得て、議事に先立ち質問をすることができる。
- (3) 議員は、質問機会の拡充及び質問権、調査権を~~より~~行使するために、会期中、文書で質問することができる。

【区長等による議会への説明】

- (1) 区長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するときは、議会にその内容を説明するものとする。
- (2) 区長等は、区民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業を立案し、又は変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。

【議会改革の推進】

- (1) 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

【研修の実施】

- (1) 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員の研修の充実強化に努めるものとする。

【議員活動の環境整備】

- (1) 議会は、~~議会活動と育児等の両立を支援するため、妊娠、出産、育児中の議員が活動をしやすい環境を整備するよう努めるものとする。議員が妊娠、出産、育児、看護、介護等により配慮が必要な状況にある場合でも活動しやすい環境を整備し、議会活動との両立を支援していく。~~
- (2) 議会は、障がい~~を持つ~~のある議員の活動を保障するため、バリアフリー~~、情報コミュニケーション等の推進に努めるものとする。~~を推進していくとともに、視覚や聴覚の補助等により必要な情報へのアクセスの向上に努めていく。

【危機管理】

- (1) 議会及び議員は、区民の生命、身体~~及び~~、財産~~又は~~及び生活の平穏を守るため、地震、水害等の災害が発生したときは、その責務を迅速かつ的確に果たすよう努めなければならない。
- (2) 議会及び議員は、足立区災害対策本部の応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援に努めなければならない。
- (3) 前2項における議会及び議員の活動については、足立区議会災害時における議会と議員の行動規範に基づくものとする。

【議会事務局】

- (1) 議会は、~~議会運営及び議会活動の円滑化及び効率化を推進するため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の整備を行うものとする。議会運営の円滑化に加え、議員の政策立案、調査研究及び法的支援等の補助機能を強化するため、議会事務局の組織体制の整備及び充実を図るものとする。~~
- (2) 議長は、議会の独立性を担保し、議会事務局の職員の専門性を高めるため、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

【議会図書室】

- (1) 議会は、議員の調査研究並びに議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。
- (2) 議会図書室の管理運営については、足立区議会図書室管理規程に基づくものとする。

【政務活動費】

- (1) 調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動費の適正な執行に努めるとともに、その使途について説明責任を果たさなければならない。
- (2) 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動費の適正な執行を担保し、及びその使途の透明性を確保するため、領収書その他の証拠書類を添えた収支報告書を提出しなければならない。
- (3) 議会は、毎年、収支報告書及び領収書を公開するものとする。
- (4) 議会は、政務活動費の使途の明確化、透明性の向上に努めるため、足立区政務活動費の交付に関する条例（平成13年足立区条例第41号）の不断の見直しを常に行うものとする。

【政治倫理】

- ~~(1) 議員は、区民の信頼に応えるべく、常に清廉にして誠実な態度を保持し、公共の福祉を第一義とする。~~
- ~~(2) 議員は、法令及び議会規範を遵守し、議会の権威を損なうことなく、議員としての品位と節度を守る。~~
- ~~(3) 議員は、自己の利益に偏することなく、公平・公正の原則に立ち、不正や疑惑を排し、透明性ある議会活動に努める。~~
- ~~(4) 議員は、互いを尊重しつつ建設的な議論を重ね、区政の健全な発展と区民生活の向上に尽力し、その責務を未来に継承する。~~
- (1) 議員は、区民全体の奉仕者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、法令及び議会規範遵守のもと、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深めるようにしなければならない。
- (2) 議員は、その地位又は権限を利用して、迷惑行為や強制、強要、その他の圧力を及ぼす行為をしてはならない。また、人権を侵害するおそれのあるあらゆるハラスメント行為を行ってはならない。
- (3) 議員は、政治活動における虚偽の事実の摘示、誹謗中傷の発言若しくはチラシ、ウェブサイト等を利用した情報発信により、他人の名誉を毀損し若しくは人格を損なう一切の行為をしてはならない。また、第三者をして同様の行為をさせてはならない。
- (4) 議員は、互いを尊重しつつ建設的な議論を重ね、区政の健全な発展と区民生活の向上に尽力し、その責務を未来に継承する。
- (5) 議会は、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、公正性及び透明性を確保しなければならない。

【他の条例等との関係】

(1) 議会は、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。

【条例の見直し】

(1) 議会は、この条例の目的の達成状況について、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から終了する日までの間において1回以上検証し、その結果を区民に公表するものとする。

(2) 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正その他の適切な措置を講じるものとする。